

令和8年10月から 国民年金保険料の育児免除制度が始まります！

国民年金第1号被保険者でお子さま(実子・養子)を養育している方(父母・養父母)が申請することで、所得に関係なく月額17,920円(令和8年度額)の保険料が免除されます。

対象者	国民年金被保険者1号で下記の要件をみたしていること (1)子と身分(親子)関係が継続していること (2)子と同一住所であること
対象期間	お子様が1歳になる誕生日の前月まで
必要書類	本人確認できるもの(マイナンバーカードや運転免許証) お子様のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードや個人番号入り住民票抄本)



◎育児免除を受ける方は申請が必要です。ただし、産前産後期間免除の届出を行っている場合(母親)は、育児免除の届出を省略することができます

<育児免除イメージ図> (例)令和9年1月出産の場合

	出産日▼			1歳の誕生日の前月まで▼			
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	12月
母親	産前産後免除期間 出産予定月または出産月の前月から4か月間				育児免除期間		
父親 (養父母)		育児免除期間					

申請はスマホでOK! 電子申請が簡単便利

スマホで24時間365日、電子申請できます。
電子申請の場合は、原則添付書類が不要です。

マイナンバーカードとマイナンバーカードを受け取った際に設定したパスワード(数字4桁)をご準備ください。

[詳しくはこちら▶](#)



問 市民課 国民年金係 ☎973-5498

次の感染症危機に備えましょう



私たちが過去に経験した、新型インフルエンザ(平成21年)・新型コロナウイルス感染症(令和2年)など、感染症危機は繰り返し生じています。危機を乗り越えるためには、感染症に対する正しい理解のもと、平時からの備えと、基本的な感染対策や感染した場合の対応・行動をあらかじめ確認しておくことが大切です。

平時からの備え

家庭・職場での備蓄を推奨します(災害時にも有効です!)。普段より少し多めに買い置きし、古くなったものから消費しつつ買い足していきましょう。



新型インフルエンザ等が発生した際には、人との接触を減らすため、

時差出勤

テレワーク

オンライン会議

などが推奨されます。



感染症危機下にスムーズに実施できるように、平時から準備や実践をしておくことが重要です。

感染症に関する偏見や差別をなくそう!

感染症は、だれでも感染する可能性があります。感染症に関する正確な知識と理解に基づき、お互いの人権に配慮した冷静な行動をとる。これが、大切な方を守ることにつながる、みなさまの重要な感染症対策の一つです。

基本的な感染対策



- ①換気 ②マスク着用等の咳エチケット
- ③手洗い ④人混み回避

といった基本的な感染対策が有効です。また、日ごろからの体調管理、発熱などの体調不良時は自宅で療養するなど重要で、自分を守るために、周りの大切な人にうつさないためにも、平時から基本的な感染対策を心がけましょう。

こちらを確認⇒⇒
中部保健所管内の感染症発生動向



問 健康支援課 979-0950